

令和5年度

津軽広域水道企業団津軽事業部
職員採用資格試験
(電気職・機械職)



- ◆受付期間 令和5年7月10日（月）～令和5年8月10日（木）
- ◆試験日 令和5年8月27日（日）
- ◆試験会場 弘前市役所（青森県弘前市大字上白銀町1番地1）



おいしいがるの水をつくる
津軽広域水道企業団

お問い合わせ
受験申込先

津軽事業部 総務課
〒036-0342
青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
TEL：0172-52-6033

1. 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
社会人 電気職	若干名	水道施設等の設計、施工及び維持管理等の業務に従事
社会人 機械職	若干名	水道施設等の設計、施工及び維持管理等の業務に従事

2. 受験資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす者が受験できます。

(1) 昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(2) 資格要件（次の資格等のうち1つ以上を有すること。）

ア 電気職

- ・学校教育法に規定する4年制大学、短期大学、高等専門学校または高等学校で、電気に関する専門課程を修めて卒業した者
- ・技術士又は技術士補（電気電子部門）
- ・電気工事施工管理技士（1級、2級）
- ・電気通信工事施工管理技士（1級、2級）
- ・電気主任技術者（一種、二種、三種）
- ・電気通信主任技術者（伝送交換、線路）
- ・電気工事士（第1種）
- ・建築設備士
- ・エネルギー管理士

イ 機械職

- ・学校教育法に規定する4年制大学、短期大学、高等専門学校または高等学校で、機械に関する専門課程を修めて卒業した者
- ・技術士又は技術士補（機械部門）
- ・管工事施工管理技士（1級、2級）
- ・建築設備士
- ・エネルギー管理士

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 津軽広域水道企業団の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 職務経験要件（各職種共通）

令和5年4月1日現在で、民間企業等（国、県や地方公共団体の期間を含む。）における正規職員としての職務経験が1年以上あること。（任期付職員、契約社員も含む。）

職務経験は、民間企業等の正規職員として6か月以上継続して就業した期間が該当します。（自営業の期間は含みません。）

勤務期間の計算は月単位で行い、月の中途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。

複数の企業・団体での勤務期間を合算できます。ただし、同時に複数の企業・団体に勤務している場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。

3. 試験の日時、会場及び合格予定者発表

	試験日	試験会場	合格予定者発表
第1次試験	令和5年8月27日（日）	弘前市役所 (弘前市大字上白銀町1-1)	令和5年9月上旬頃
第2次試験	令和5年10月上旬	第一次試験合格者に対して 直接通知します。	令和5年11月中旬頃

※ 受験者数が少ない場合は、第1次試験と第2次試験を8月27日に行う場合があります。

※ 合格予定者には書面で通知するほか、合格予定者の受験番号を津軽事業部管理本館の掲示板とホームページに掲載します。

※ 感染症対策や災害発生等により、試験日・試験会場が変更となる場合があります。なお、変更があった場合は、受験申込書に記載の現住所（連絡先）へ書面等でお知らせするほか、企業団ホームページでもお知らせします。

4. 試験種目及び内容

○第1次試験

試験	内容
SP13-G 基礎能力検査（言語） (ペーパーテスティング)	言葉の意味を理解し、文章や話の要旨をとらえる力をみる検査
SP13-G 基礎能力検査（非言語） (ペーパーテスティング)	数的情報をもとに解を導く力や、論理的思考力をみる検査
SP13-P 性格検査 (ペーパーテスティング)	職場への適応性を、職務や対人関係に関連する性格の面からみる検査

○第2次試験

作文試験	職務の遂行に必要な見識、判断力、思考力等 【800字程度】
面接試験	主として人物についての個別面接試験

※ 合格予定者には、下記の証明書などを提出して頂きます。なお、資格要件の確認ができない場合や健康状態によっては合格を取り消すことがあります。

- ・卒業証明書
- ・単位取得証明書または成績証明書 （履修科目の確認ができるもの）
- ・資格証明書（写） （免許等の鮮明なコピー）
- ・健康診断書
- ・住民票（抄本）
- ・1年以上の職務経験を証明する書類（年金加入記録、現職の場合は保険証など）

5. 申込受付期間等

(1) 受付期間 令和5年7月10日（月）から令和5年8月10日（木）まで。**（受付期間最終日必着）**

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）。

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。

(3) 受付場所 津軽広域水道企業団 津軽事業部 総務課 （青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地）

郵送による場合は、令和5年8月10日（木）までに到着したものに限り受付をします。

6. 受験手続き

受験申込書の入手法	直接請求する場合	津軽事業部総務課で配布しています。
	郵便で請求する場合	封筒の表に「採用試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（角形2号）を同封のうえ津軽事業部総務課まで請求してください。
	ダウンロードする場合	津軽広域水道企業団ホームページの職員採用情報からダウンロードしてください。【 https://www.tusui.jp 】
受験申込方法	持参する場合	<p>① 受験申込書に必要事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。 受験票は、「受験票様式」に返送先住所・氏名を明記のうえ63円切手を貼ってください。（官製はがきにホームページに掲載している「受験票様式」を印刷又は貼付けし、返送先住所・氏名を明記する。）</p> <p>② 受験申込書及び受験票は、折らないでください。</p>
	郵送する場合	<p>① 封筒の表に「採用試験申込（電気職・機械職）」と朱書きし、必ず簡易書留により津軽事業部総務課まで郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none">受領証は、受験票が到着するまで必ず保管しておいてください。簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切対応しません。<u>（令和5年8月10日必着）</u> <p>② 受験申込書に必要事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。 受験票は、「受験票様式」に返送先住所・氏名を明記のうえ63円切手を貼ってください。（官製はがきにホームページに掲載している「受験票様式」を印刷又は貼付けし、返送先住所・氏名を明記する。）</p> <p>③ 受験申込書及び受験票は、折らないでください。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、令和5年8月16日（水）頃に発送する予定です。</p> <p>なお、受験票が8月23日（水）までに届かない場合は、速やかに津軽事業部総務課まで連絡してください。</p> <p>受験票の宛先は、確実に受領できる住所を記入してください。</p>	
試験に持参するもの	受験票、筆記用具（HBまたはBの鉛筆）、消しゴム	

※ 感染症予防の観点から、できるだけ郵送での請求・申込をお願いします。

7. 試験成績の開示（閲覧）

この試験で不合格になった場合、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人が口頭で試験結果の提供を求めることができます。なお、本人以外の代理人には提供しません。

提供を求める際には、本人確認が可能な顔写真が添付された書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、学生証等）を持参し、津軽事業部総務課へ直接おいでください。

受付時間は、平日の、午前8時30分から午後5時までです。

提供する期間は、合格発表の日から1か月間です。

提供する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位と得点です。

8. 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して1年間です。採用の時期は、原則として令和6年4月1日以降ですが、早ければ最終合格発表後に随時採用となる場合があります。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないことがあります。

9. 給与・勤務条件等（令和5年4月1日現在）

(1) 初任給は、高等学校新卒者の初任給154,600円を基準に、民間企業等における職務経験に応じて決定されます。

例) 高校卒業後、民間企業5年勤務、技師採用の場合 → 月額 182,800円

※上記例の初任給は、参考額であり、職務経験により異なります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。

(2) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月から3月まで寒冷地手当が支給されます。

また、受給要件を満たした場合には、扶養手当、通勤手当及び住居手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）

(4) 休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合は、その年は15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し。40日限度）、病気休暇、特別休暇等

(5) 勤務地 黒石市大字石名坂字姥懐2番地（津軽広域水道企業団 津軽事業部）

10. 「水道企業団」とは

津軽広域水道企業団（津軽事業部）は、特別地方公共団体（地方公共団体の一部事務組合）に分類され、地方公共団体が水道事業（津軽事業部は水道用水供給事業）を経営する「地方公営企業」であり、その経営に関する事務を共同処理する一部事務組合を「企業団」、その管理者を「企業長」といい、現在の企業長は弘前市長です。

また、企業団の職員は、国及び地方公共団体の職員と同程度の勤務条件（給料、手当、休暇等）が適用され、「企業職員」といい、地方公務員法又は地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受けます。

11. その他

この試験に関する問合せは、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課まで。

（〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地 TEL：0172-52-6033）

受付時間：午前8時30分から午後5時までです（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

※ 注意事項

受験者用の駐車スペースは確保しておりませんが、弘前市役所立体駐車場（有料）を利用しても差し支えありません。

試験会場の敷地内は全面禁煙とします。（厳守）

試験中は、携帯端末（携帯電話等）や電子機器の電源は切っていただきます。（厳守）

その他、係員の指示に従わない場合等は、受験を停止させることができますので注意してください。